

「犯罪収益移転防止法」における税理士の責務

規制改革対策特別委員会 委員長 神津信一

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「法律」という。）は、平成十九年三月三十一日に公布、同年四月一日からその一部が施行されているが、本年二月一日に施行令、施行日政令及び施行規則が公布されたことを受け、同年三月一日より全面的に施行される。

法律の全面的施行により、税理士（税理士法人を含む。以下同様。）には、税理士として行う特定の業務について、顧客の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存の義務が課せられることになる。

税理士会員が法律を正しく理解し適切に義務を履行することに資するため、以下に、税理士の責務を中心として概要を解説する。

また、警察庁ホームページ（<http://www.npa.go.jp>）に、新たに法律の対象となる事業者向けの資料として「犯罪収益移転防止法の概要」が掲載されているので、併せて参照されたい。

一 法律が適用される特定業務

法律が適用される業務は特定業務とされている。税理士に係る特定業務とは、税理士の業務、またはこれに付随、関連して行う業務のうち、顧客のために行う次のいずれかの行為の代理または代行（「特定受任行為の代理等」という。）に係るものに限定されている。

- ①宅地または建物の売買に関する行為または手続き
- ②会社の設立または合併に関する行為または手続き、その他の政令で定める法人の組織、運営または管理に関する行為または手続き
- ③現金、預金、有価証券、その他の財産の管理または処分

これらの三つの種類別に、特定受任行為の代理等に該当する業務を以下に例示する。

- ①に該当する業務の例：顧客を代理して不動産の売買を行うこと
- ②に該当する業務の例：顧客である会社等の設立、組織変更、定款の変更、取締役の選任等の手続きを行うこと、合併比率算定書を作成すること
- ③に該当する業務の例：顧客の相続財産を管理すること

二 特定受任行為の代理等から除外される業務

特定受任行為の代理等から除外される業務は次のとおりである。

- ・ 租税の納付手続きの代理・代行

- ・ 成年後見人の業務
 - ・ 財産の管理または処分のうち、財産の価額が二百万円以下のもの
なお、次のような業務は、基本的に、特定受任行為の代理等に該当しない。
 - ・ 相談のみを行う等、顧客の代理または代行ではない業務
 - ・ 会計参与、取締役、監査役等の会社の機関として行う業務
- 以上については、別掲の図表を参照されたい。

三 本人確認の方法

顧客との間で、上記の特定受任行為の代理等を行う契約の締結をしたときには、顧客の本人確認を行うことが求められる。

顧客が個人の場合には、運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、パスポート等の公的証明書の提示を受け、顧客の氏名、住居、生年月日の確認を行う。

顧客が法人の場合には、登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示を受け、法人の名称、本店または主たる事務所の確認を行うとともに、取引担当者の本人確認も行う必要がある。

顧客または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、納税証明書、公共料金領収書等（提示または送付日の前六ヵ月以内に領収または発行されたものに限る。）の提示または送付を受け、現在の住居を確認する必要がある。

四 本人確認記録の作成方法

本人確認を行った場合には、その記録を作成しなければならない。主な記録事項は、本人確認を行った者及び本人確認記録作成者の氏名等、本人確認書類の提示を受けた日付、本人確認を行った取引の種類、本人確認を行った方法、顧客の本人特定事項等である。

なお、本人確認の際に提示を受けた運転免許証等の公的証明書のコピーを添付する場合には、公的証明書のコピーに記載がある事項については、記録を省略することができる。

五 取引記録の作成方法

さらに、特定受任行為の代理等を行ったときには、その記録を作成しなければならないが、主な記録事項は、口座番号その他の顧客の本人確認記録を検索するための事項、特定受任行為の代理等の日付、特定受任行為の代理等の種類、特定受任行為の代理等に係る財産の価額、財産の移転を伴う場合には当該財産の移転元及び移転先等である。

六 本人確認記録及び取引記録の保存

本人確認記録及び取引記録は、文書、電磁的記録またはマイクロフィルムにより作成し、これを七年間保存しなければならない。

七 疑わしい取引の届出義務の適用除外

特定事業者は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い等があると

認められる場合には、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならないが、税理士については、その適用が除外されている。

八 行政庁による指導、是正命令等

財務大臣は、法律が定める措置の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、税理士に対して、必要な指導、助言及び勧告をすることができ、税理士が服すべき規定に違反していると認めるときは、是正を命ずることができることとされている。

是正命令に違反したときは、罰則（二年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金）が適用される。